

災害時における医薬品等の供給等に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と富山県医薬品卸業協同組合（以下「乙」という。）は、富山県地域防災計画に基づき、災害時における医療救護活動に必要な医薬品等（以下「災害用医薬品等」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙に対し災害用医薬品等の迅速な供給を要請できるものとする。

（災害用医薬品等）

第2条 災害用医薬品等の内容は、別紙のとおりとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条の規定による要請を書面により行うものとする。ただし、医療救護活動のため緊急の必要があるときは、甲は、当該要請を口頭により行うことができるものとし、その場合において、甲は、速やかにその内容を書面により乙に通知するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は当該要請が本協定に基づく甲の意思である旨を確認のうえ、第4条の規定による要請に基づく災害用医薬品等の供給を行うものとする。

（要請に基づく災害用医薬品等の供給）

第4条 乙は、第1条の規定による要請を受けたときは、乙の組合員が保有する災害用医薬品等の範囲内において、当該要請に応ずるものとする。

2 医薬品等の引渡場所、引渡時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が災害用医薬品等を確認のうえ、受領するものとする。

（費用の負担）

第5条 第1条の規定による要請に基づき、乙が災害用医薬品等の供給を行った場合に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額については、甲乙協議して定めるものとする。

（災害用医薬品等供給体制の整備）

第6条 乙は、甲から災害用医薬品等の供給の要請がある場合に備え、迅速に供給できる体制を整備するよう努めるものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、甲又は乙が書面により、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれその1通を保有するものとする。なお、乙は乙の加入組合員に周知するものとする。

平成9年12月17日

甲 富山市新総曲輪1-7
富山県知事 中 沖 豊

乙 富山市問屋町1-8
富山県医薬品卸業協同組合
理 事 長 重 松 尚